

第1章 はじめに

第1章 はじめに

1 立地適正化計画制度の概要

1 立地適正化計画制度の概要

(1) 立地適正化計画制度の背景

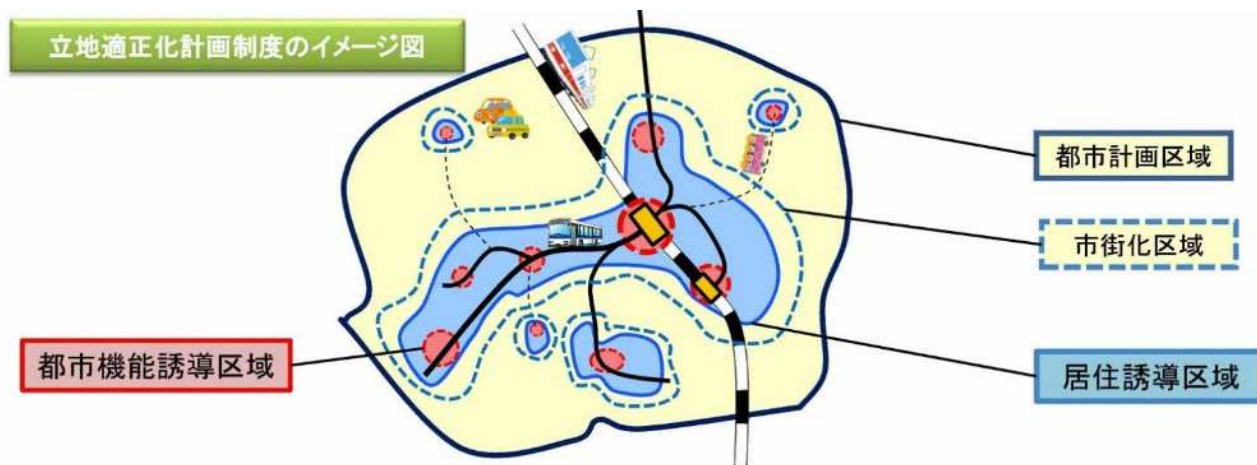
これまでの高度成長時代においては、都市への人口集中が進み、市街地は拡大し続けました。1968（昭和43）年に制定された都市計画法では、市街地が郊外で無秩序に開発されるスプロール化を抑制し、計画的な都市の発展、増加する人口の適正配置等に重点が置かれました。

しかし、近年全国的に人口減少や高齢化が進行し、社会状況は大きく変化しています。広範囲に拡大した市街地のままでは、医療・福祉・商業等の生活サービス（都市機能）の提供が困難となることが考えられます。さらに、それにより地域コミュニティの維持ができなくなる等、日常生活の維持に大きな影響を及ぼすことが考えられます。そのため、いかに持続可能な都市経営を行うかが大きな課題となっています。

都市計画においては、健全な都市経営による持続可能なまちづくりのため、人口密度の維持、公共交通によるネットワークの確保、日常生活に不可欠な生活サービスの確保が継続的に図れるように、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基づいた集約型都市構造の構築に向けた取り組みが求められています。

こうした背景から、2014（平成26）年8月に都市再生特別措置法が改正され、居住や都市機能の誘導を図り、関連分野との連携のもと、行政と住民や民間事業者が一体となって集約型都市構造の構築に取り組むための「立地適正化計画」に関する制度が創設されました。

【図 立地適正化計画制度のイメージ図】



出典：国土交通省資料

(2) 立地適正化計画に定める事項

立地適正化計画では、まちづくりの理念や目標、目指すべき都市像を示す「基本的な方針」、市街化区域内を基本として居住を誘導するための「居住誘導区域」、及び医療・福祉・商業等の都市機能を誘導するための「都市機能誘導区域」を定めます。

また、居住誘導区域への誘導施策、都市機能誘導区域に誘導すべき「誘導施設」とその立地誘導施策を示します。

【図 立地適正化計画に定める事項】

定める事項	内 容
計画の対象区域	○都市計画区域内でなければならない、都市計画区域全体とすることが基本
基本的な方針	○まちづくりの理念や目標、目指すべき都市像を設定
居住誘導区域	○一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように、居住を誘導すべき区域 ○基本的に市街化区域内において設定
都市機能誘導区域	○鉄道駅に近く都市機能が一定程度充実している区域や、公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域 ○居住誘導区域内において設定
誘導施設	○都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能として必要な医療・福祉・商業等の施設 ○年齢別の人口構成、施設の充足状況や配置を勘案して設定
誘導施策	○都市機能誘導区域内に誘導施設の立地を誘導するために、市町村が講ずる施策や事業等 ○居住誘導区域内に居住を誘導するために、市町村が講ずる施策

第1章 はじめに

2 豊明市立地適正化計画の概要

2 豊明市立地適正化計画の概要

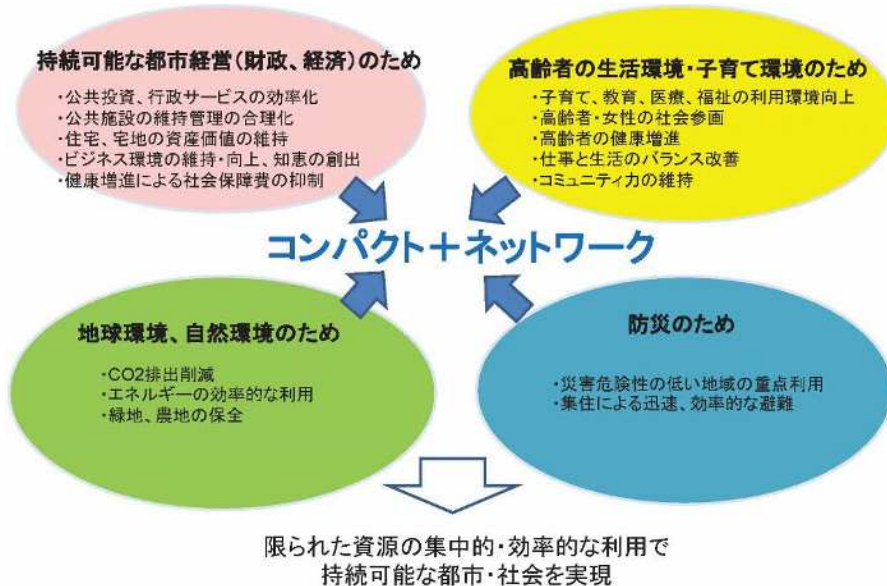
(1) 計画策定の目的

豊明市（以下、本市という。）では、2010年をピークに人口が減少傾向にあります。今後はさらに人口減少・少子高齢化の傾向が顕著となることが予測されます。

本市のまちづくりの基本的な方針である「豊明市都市計画マスタープラン」では、鉄道駅や市役所等の周辺において、日常的な生活利便施設等が立地する拠点の形成を図るとともに、居住機能の集積を位置づけています。「豊明市立地適正化計画」（以下、本計画という。）では、都市計画マスタープランの方針に基づき、具体的な誘導区域や誘導施設、誘導施策について明確にし、これからのまちづくりにおける本市の方向性を示すことを目的とします。

本計画を策定し、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造に向けたまちづくりを進めることで、市民が自家用車に依存することなく生活できる環境を整え、持続可能な都市を実現します。

【図 コンパクト・プラス・ネットワークで目指すもの】



出典：国土交通省資料

(2) 計画対象区域

本計画の対象区域は、本市全域（都市計画区域全域）とします。

(3) 計画期間

立地適正化計画は、将来像として概ね20年後の都市の姿を展望しつつ策定します。そのため、本計画は2040年度（20年後の直近の国勢調査が実施される年度）を目標年次とします。

(4) 立地適正化計画に関わる上位・関連計画の整理

本計画は、上位計画に即し、関連計画と連携・整合を図り策定します。

【図 立地適正化計画と関連する計画のイメージ図】

